

☆***☆***☆***☆***☆***☆***☆***2024. 5. 15**☆

60 歳からの人生を準備するための
【人生の添乗員(R)】からのワンポイントメッセージ

非課税の給付金・保険金を受取った時の注意

発行者：牧野FP事務所合同会社代表社員 牧野寿和

牧野FP事務所公式サイト：<https://www.makino-fp.com>

☆***☆***☆***☆***☆***☆***☆***通算第 595 号***☆

<目次>

- ◆ 今週のテーマ
- ◆ 今週のポイント
- ◆ 編集後記
- ◆ 「人生の添乗員」牧野寿和のプロフィール

:

- ◆ 今週のテーマ

非課税の給付金・保険金を受取った時の注意

:

医療保険や生命保険などの医療特約を
契約をしている方が、入院したときに、

その保険の約款に基づいた、
たとえば入院1日当たり1万円の
入院給付金を受取ることがあります。

この入院給付金は非課税です。
しかし、受取るときに、
また、このような保険商品に
加入することに、
注意しておくことがあります。

そこで今回は、

保険商品で、給付金や保険金を
受け取る時の
注意点をお伝えします。

お伝えする内容は次のとおりです。

- ・ 給付金・保険金とは
- ・ 主な非課税の給付金・保険金商品
- ・ 保険加入の注意点
- ・ 課税の対象になる給付金
- ・ 非課税でも知っておくこと

給付金・保険金とは

給付金とは、
ある医療保険や生命保険の医療特約に、
加入していて入院したときに、

その保険の契約中は、
保険商品の約款通りに入院給付金などを、
受取ることができる保障をいいます。

この給付金は、約款に基づき
複数受取することもできます。

また保険金とは、
死亡保険金や満期保険金といった、
その保険約款に基づき契約期間中に、
保険会社から1度だけ支払われる保障を
一般的にはいいます。

給付金や保険金の一部は、
所得税法施行令第30条などにより、
非課税と明記されています。

主な非課税の給付金・保険金商品

主な非課税の給付金や保険金は次の通りです。

- ・ 入院給付金

- ・ 手術給付金
（保険会社ごとに給付額が異なる）
- ・ 先進医療給付金

- ・ 放射線治療給付金

- ・ がん診断給付金
（保険の契約ごとに、
内容も給付額や給付回数も異なる）

- ・ 特定疾病（三大疾病）保険金
（保険会社ごとに、保険金の対象部位の
確認が必要）

- ・ 通院給付金
（入院をしたら給付される保険会社もある）

- ・ 障害保険金（給付金）

- ・ 高度障害保険金（給付金）

- ・ リビング・ニーズ特約保険金

- ・ 介護保険金（一時金・年金）
（公的な介護認定とその保険会社の
介護基準の確認が必要）

- ・ 就業不能給付金

などです。

なお、保険会社ごとに
呼称が異なることもあります。

また、すべての保険会社が、
上記の保険商品の給付金や保険金が
支給される商品を、
扱っているとは限りません。

保険加入の注意点

保険に加入するときは、

例えば「入院給付金」では、
保険に支払う保険料で、
1日当たりの給付額が、
5,000円とか1万円とかに決まっています。

また、1回の入院は60日までで、
その後は180日を過ぎないと、
同じ病気やけがで、
再度入院しても入金給付金が支給されない、
保険商品に契約したとします。

ある人が、ある病気で入院して
45日間後に退院して、
同じ病気で退院後、
10日してから20日間再入院したとします。

再入院の1日目は、
最初の入院から55日にあたり、

この保険約款では、1入院は60日間ですので、
その後5日間の入院給付金は受取れますが、

最初の入院から60日目以降となる、
15日間の入院給付金は支給されません。

この人は同じ病気では、
最初の入院から 60 日経った後から数えて、
180 日以降の入院なら、
給付金が支給されるのです。

従って、この保険に、
保険（契約）期間に支払う保険料の総額と、
支給されるであろう給付金の総額を計算して、

日本の国民は必ず加入して
保険料を生涯納付する健康保険の
高額療養費などの公的な制度と勘案して、

さらに民間の保険に加入することが大切です。

課税の対象になる給付金

給付金でも「生存給付金」や
「健康祝い金」などは、「一時所得」として、
所得税の課税対象になることもあります。

非課税でも知っておくこと

また、給付金や保険金を受け取った後、
次のことに注意が必要です。

<確定申告での医療費控除>

非課税の給付金を受取った時に、
原則、確定申告は必要はありません。

しかしほかで支払った医療などと一緒に、
医療費控除の確定申告をするときは、

その分を申告するとともに、

入院して支払ったときの医療費から
「受け取った入院給付金など」を差し引きます。

<相続税の対象に成り得る場合>

入院給付金などを受取っても、

被保険者（入院した人）が使い切ることなく
死亡したら、残った給付金は

相続財産として相続税の課税対象となり、
死亡保険金の非課税（500万円×法定相続人数）
の適用はありません。

また、被保険者が請求する前に死亡したり、
未請求の給付金は預貯金などと同様に、
本来の相続財産として、
相続税の課税対象になります。

その未請求の給付金を法定相続人が、
死亡保険金と一緒に受け取っても、
死亡保険金の非課税の適用はありません。

..*.*.*.*.*.*.*.*.*

◆ 今週のポイント

..*.*.*.*.*.*.*.*.*

FP 業務で、

加入している保険の保障内容を見直し、

家計支出の改善を図ることは必須です！

受取る給付金は非課税といえども、

定期的に加している保険の見直しは、

家計の健全化に結びつきます！

◆ 編集後記

保険金や給付を受取った時は、

保険に加入していてよかった

と思います！

しかしそのためにいくら支払ったか？

その計算が大切です！

◆ 「人生の添乗員（R）」牧野寿和のプロフィール

日本で唯一「人生の添乗員（R）」を名乗れる
公正中立な独立系ファイナンシャルプランナー
創業 21 年目

1958 年 名古屋市生まれ、大学（東海大学卒業）
以外は、名古屋で居住。

1982 年～2001 年 旅行会社に勤務。
業務で世界各地を廻っていた時、
日本の方と他国の方々の
お金との付き合い方の違いを感じていた。
そんな時渡米した折に、
初めてファイナンシャルプランナーの
存在を知り、
日本でもこの業務の必要性を認識する。

2003 年 牧野 FP 事務所を創業。
2018 年から牧野 F P 事務所合同会社を設立。

これまでに、
延べ 1100 件以上の様々な相談に対応。

相談者へのプランニングの助言と提案を
主な業務とし、
相談者に、安心できる生活が送れるように、
丁寧な業務を心がけている。

<保有資格>

- ・ NPO 法人日本ファイナンシャルプランナーズ (FP)
協会 CFP (R) 認定者
- ・ 1 級ファイナンシャル・プランニング技能士
(資産設計提案業務)
- ・ 福祉住環境コーディネーター
- ・ 総合旅行業務取扱管理者 など

<取材協力>

メ〜テレ (名古屋テレビ) 「UP！」

<執筆>

「銀行も不動産屋も絶対教えてくれない!
頭金ゼロでムリなく家を買う方法」河出書房新社

<監修>

「空き家」に困ったら最初に読む本」河出書房新社

現在、相談は、名古屋市内はもとより愛知、岐阜、
三重県、首都圏や関西にもリモートで
お会いする機会が増えました。

「人生の添乗員 (R)」は、
他人を気にすることなく、相談者ご自身にとって
有益な提案を心がけています。

◆ 【人生の添乗員 (R)】からのワンポイントメッセージ

発行：牧野 F P 事務所合同会社 代表社員 牧野寿和

〒467-0823 名古屋市瑞穂区津賀田町2-86

◆登録・解除は、ご自身でお願いいたします
こちらから出来ます

<http://www.mag2.com/m/0001575058.html>

◆本メルマガに関するご意見・お問い合わせは
こちらまでお願いいたします

E-MAIL : makino.fp@beach.ocn.ne.jp

牧野 FP 事務所合同会社

公式サイト : <https://www.makino-fp.com>

◆記事内容に関してのトラブル等について当方では
一切責任を負いかねます
ご自身の責任でご判断下さい

「人生の添乗員」「人生の行程表」は、
牧野寿和の登録商標です
